

男女共同参画社会について考えよう ～お互いを大切にする関係へ～

Aさん 今日「デートDV」について考えてみよう。
一般的に「DV」は、夫婦など親密な間柄で起きる暴力のことをいうけど、同じことが学生など若い世代のカップル間でも起きていて、それを「デートDV」と呼ぶんだ。

Bさん どういう行為が「デートDV」にあたるの？

Aさん 殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、例えば、相手を束縛しようと交際範囲を限定したり、乱暴な態度や強い口調で相手を怖がらせたり、嫌がっているのに性的な行為を強要することもデートDVになるよ。

Bさん そんな関係なら別れてしまえばいいのに。

Aさん 若い世代はまだ経験も浅いし、「愛されている証拠」、「自分にも悪いところがある」と思って、デートDVを

受けていることに気付かないことも多いんだ。

Bさん 反対に、恋人を束縛したり、支配しようとするのがデートDVになり、相手を傷付けることになると気づいていないのかも。

Aさん 恋人でも、お互いの考え方や価値観を認め合い、相手の気持ちを尊重することが大切だよ。

Bさん そうだね。暴力を受けていい恋愛なんてないから、「もしかしてデートDV?」と感じたら、一人で悩まず、周りの大人や相談機関に話をしてほしいな。

相談先 ▶ 下記相談先一覧をご覧ください

問合せ先 ▶ 人権・男女平等推進課

☎5744-1610 FAX5744-1556

エセナおおたのお知らせ

DV防止セミナー

～法的支援の現場から学ぶ～

- 日時 12月2日(金) 午後2時～4時
- 対象 原則区内在住・在勤・在学の女性
- 定員 先着20名
- 申込 問合せ先へFAXまたはEメールで、①DV防止セミナー申込②郵便番号・住所③氏名(ふりがな)④年代⑤電話番号を記入の上、お申し込みください。

問合せ先 ▶ エセナおおた
☎3766-4586 FAX5764-0604
Eメール escena@escenaota.jp

差別のない社会を目指して

「人権」はその人がその人らしく生きるために尊重されなければならないものです。しかし現実には、区内でも他人を傷つける悪質な人権侵害事件が起っています。

- 公共施設や駅などでの差別落書き
- インターネット上での個人、団体への差別書き込み
- 身元調査のための戸籍の不正請求



これらの行為は、自分の偏った考えや利益のために行われ、他人を著しく傷つける卑劣で悪質な行為であり、断じて許してはなりません。残念ながらもまだに後を絶たないのが現状です。

こうした行為をなくすためには、一人ひとりが人権に対して正しい知識を持つことが大切です。区では、パネル展や講演会などの人権啓発を行い、人権について考えていただく機会を設けています。ぜひ、お越しください。

差別落書きを発見したときや人権侵害ではないかと思われた時は、速やかに施設の管理者または人権・男女平等推進課へ連絡をお願いします。

問合せ先 ▶ 人権・男女平等推進課 ☎5744-1148 FAX5744-1556

公正な採用選考の確立を!

全国高等学校統一応募書類を使用していますか

平成29年3月新規高等学校卒業者の採用選考が9月16日からスタートしました。選考にあたっては、応募者の基本的人権を尊重し、適性・能力のみを採用基準とするとともに、応募書類は全国高等学校統一用紙を使用することとなっています。適性・能力と関係のない本籍地、家族状況、保護者氏名などの把握は、就職差別につながるおそれがあるため、応募書類に記載させる、面接時に尋ねるといったことのないようお願いします。

公正採用選考人権啓発推進員を選任しましょう

公正採用選考人権啓発推進員(以下「推進員」という)の制度は、採用方針をはじめ、募集、選考、採否決定などにかかる差別のない公正な採用選考を行う体制の確立を図るため、50人以上の事業所に推進員を選任していただく制度です。推進員は、事業所における中心的な役割を果たすことが期待されていますので、公正な採用選考について、個々の事業所において必要な対策を計画し、推進していただくようお願いします。

詳細 ▶ 東京労働局ホームページ <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

問合せ先 ▶ ハローワーク大森 ☎5493-8713

人権に関する相談はこちらへ

※相談日・時間などについては、それぞれの相談先にご確認ください。

『人権・身の上相談』

大田区では毎月第2・4火曜(祝日を除く)午後1時～3時に人権擁護委員が相談を受け付けています。予約は必要ありませんので、受付時間内に区役所本庁舎2階区民相談室にお越しください。相談は無料です。内容についての秘密は厳守されます。

問合せ先 ▶ 人権・男女平等推進課 ☎5744-1148 FAX5744-1556

相談内容	相談先
人権に関すること	区民相談室、人権擁護委員 ☎5744-1148 FAX5744-1556 東京法務局「みんなの人権110番」 ☎0570-003-110 (公財)東京都人権啓発センター ☎3871-0212 ☎3876-5373
男女平等に関すること	人権・男女平等推進課 ☎5744-1610 FAX5744-1556 東京法務局「女性の人権ホットライン」 ☎0570-070-810
女性に関する悩み全般 (DV・デートDVを含む)	エセナおおた「女性のためのたんぼぼ相談」 ☎3766-6581
DV・デートDVに関すること	東京ウィメンズプラザ ☎5467-2455 (男性相談) ☎3400-5313 東京都女性相談センター ☎5261-3110
セクシュアルハラスメント・労働問題に関すること	東京都労働相談情報センター大崎事務所 ☎3495-6110
高齢者のこと	大森地域福祉課 ☎5764-0658 FAX5764-0659 調布地域福祉課 ☎3726-6031 FAX3726-5070 蒲田地域福祉課 ☎5713-1508 FAX5713-1509 糎谷・羽田地域福祉課 ☎3741-6525 FAX3742-3116 高齢福祉課 ☎5744-1250 FAX5744-1522
子どものこと	東京都品川児童相談所 ☎3474-5442 FAX3474-5596 東京法務局「子どもの人権110番」 ☎0120-007-110 東京都教育相談センター ●相談専用 ☎3360-8008 ●いじめ相談ホットライン(24時間対応) ☎0120-53-8288 子ども家庭支援センター ●総合相談 ☎5753-7830 FAX3763-0199(共通) ●虐待通報専用ダイヤル ☎5753-9924 教育センター教育相談室 ☎5748-1201 FAX5748-1390

相談内容	相談先
障がい者のこと	さぼーとびあ(障がい者総合サポートセンター) ●相談支援部門 ☎5728-9433 ●大田区障害者虐待防止センター ☎6303-8819 FAX5728-9437(共通) 大森地域福祉課 ☎5764-0657 FAX5764-0659 調布地域福祉課 ☎3726-2181 FAX3726-5070 蒲田地域福祉課 ☎5713-1504 FAX5713-1509 糎谷・羽田地域福祉課 ☎3743-4281 FAX3742-3116 障害福祉課 ☎5744-1251 FAX5744-1555 東京都立中部総合精神保健福祉センター ☎3302-7711
同和問題のこと	人権・男女平等推進課 ☎5744-1148 FAX5744-1556
外国人のこと	多文化共生推進センター ☎6424-8822 FAX5710-6330 東京法務局「外国人のための人権相談所」 ☎0570-090-911(英語) ☎0570-050-110(中国語)
エイズのこと	東京都エイズ電話相談 ☎3292-9090
犯罪被害者のこと	(公社)被害者支援都民センター ☎5287-3336 FAX5287-3387 警視庁犯罪被害者ホットライン ☎3597-7830 FAX3592-6840 法テラス(日本司法支援センター) 犯罪被害者支援ダイヤル ☎0570-079-714
インターネット被害のこと	東京法務局人権擁護部 ☎0570-003-110 警視庁サイバー犯罪対策課 ☎3431-8109 東京都人権プラザ ☎3871-0212 ☎3876-5373 (平成29年当初移転予定)※移転後は電話番号などが変わります。 こたエール(東京子どもネット・ケータイヘルプデスク) ☎0570-783-184 http://www.tokyohelpdesk.jp
ひとりで悩んでいる人	東京いのちの電話(24時間対応) ☎3264-4343 FAX3264-8899 http://www.inochinodenwa-net.jp
法的トラブルで困った時には	法テラス(日本司法支援センター) 法的トラブル解決のための情報 ☎0570-078-374

夜間人権ホットライン★ 相談専用 ☎5824-9620 ☎5824-9621

12月8日(木)、午後5時～8時 弁護士による無料の法律相談です。お気軽にご相談ください。

★ 秘密は厳守します ★ 問合せ先 ▶ (公財)東京都人権啓発センター(相談担当) ☎3871-0212 ☎3876-5373